

## 独立行政法人国立病院機構榊原病院奨学金貸与要領

### (目的)

第1条 本要領は、独立行政法人国立病院機構奨学金貸与規程（以下「貸与規程」という。）第14条に基づき、独立行政法人国立病院機構榊原病院（以下「榊原病院」という。）に必要な看護師を確保するため、看護大学及び看護専門学校等（以下「看護学校等」という。）に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定めることを目的とする。

### (貸与対象)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であって、卒業後、榊原病院に常勤職員として勤務することを希望する学生とする。

### (貸与申請)

第3条 看護学校等に受験しようとする者であって奨学金の貸与を受けることを希望する者は、履歴書、高等学校に在学中の学生は在籍する高等学校長が作成する調査書を、看護学校等に在籍中の2学年以上の学生は在籍する看護学校等の成績証明書を、看護学校等に在籍中の1学年の学生は在籍する看護学校等の在学証明書（ただし、既に1学年の成績が確定している時期に申請する場合は2学年以上と同じ）を奨学生申請書（様式第1号）に添付のうえ、申請するものとする。

### (奨学生の決定)

第4条 院長は、書類選考及び面接試験により、奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）を決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知（様式第2号）を発行するものとする。

2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受領した後速やかに、院長に対して奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

### (奨学生の義務)

第5条 奨学生は、卒業後、榊原病院において看護師として勤務するものとする。

2 奨学生は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに、院長に届出なければならない。

- 一 休学、復学又は退学したとき。
- 二 停学その他の処分を受けたとき。

三 奨学生誓約書の記載事項に変更があったとき。

(奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

第6条 奨学生の人数は、採用予定年度毎に2人とする。但し、採用予定年度毎の奨学生の人数は、当該年度の採用予定人数を超えてはならない。

2 奨学金の額は、年額51万円とする。

3 看護学校等に在籍中の学生から当該年度分を含む奨学金の貸与を受けることを希望する奨学生申請書が提出された場合は、9月までの申請に限って当該年度分奨学金を貸与するものとする。

4 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度(最長4年間)までの期間とする。

(貸与方法及び利息)

第7条 院長は、原則として、学生が奨学生となった年度から卒業する年度まで、毎年7月に奨学金の年額を貸与する。

2 ただし、年度途中の6月以降に奨学生が決定した者については、原則として決定月の2ヶ月後に当該年度の奨学金の年額を貸与する。

3 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

(保証人)

第8条 奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を保証人として立てなければならない。

2 保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(奨学生の資格の取消し)

第9条 院長は、次の各号に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消す。

一 第10条の規定により奨学生を辞退したとき。

二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき

三 新たな学年に進級できないとき。

四 その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

(返還の債務の免除)

第11条 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。

- 一 奨学生が、看護学校等を卒業後、榊原病院において、引き続き第6条第4項に定める貸与期間相当の期間、常勤職員として業務に従事したとき。ただし、奨学生が、看護学校等を卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除するものとする。なお、業務に従事した1年未満の期間は返還を免除する期間には該当しないものとする。
  - 二 前号に規定する返還免除期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができないと認められたとき。
- 2 前項第一号に規定する返還免除期間中に、次の各号に掲げる休業等により1か月以上継続して業務に従事できないときは、院長は、当該期間について返還免除期間の一時中断を認めることができる。なお、一時中断の期間は、一時中断を開始した日の属する月から終了した日の属する月までの期間とする。
- 一 独立行政法人国立病院機構職員就業規則（平成16年規程第14号。以下「就業規則」という。）第55条に規定する特別休暇
  - 二 就業規則第56条に規定する病気休暇
  - 三 就業規則第66条に規定する育児休業
  - 四 就業規則第68条に規定する介護休業
  - 五 就業規則第68条の2の2に規定する自己啓発等休業
  - 六 就業規則第68条の3に規定する配偶者同行休業
  - 七 その他奨学生の都合等により業務に従事できない場合であって院長が返還免除期間に含めないことが適当と判断した期間
- 2-3 前項の規定により返還の債務を免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対し奨学金返還免除決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(返還免除期間の通算)

第11条の2 奨学生が人事異動により国立病院機構の他の病院において業務に従事する場合、奨学金の貸与を受けた病院及び異動先の病院の双方が合意した場合に限り、第11条第1項の規定にかかわらず、それらの病院における返還免除期間を通算するものとする。なお、通算に関し必要な事項は、別に定

める。

(返還)

第12条 奨学生は、前条に掲げる場合を除き、看護学校等を卒業後、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。

2 奨学生は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。

一 第9条の規定により奨学生の資格を取り消されたとき。

二 職員採用試験に不合格になったとき。

三 卒業当年に看護師の免許を取得できないとき。

(延滞金)

第13条 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額、又は貸与した奨学金から第11条第1項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければならない日までに返還しなかったときは、貸与規程第13条及び独立行政法人国立病院機構会計規程(平成16年規程第34号。以下「会計規程」という。)第25条の規定に基づき、延滞金を徴収するものとする。

(奨学金台帳の作成)

第14条 院長は、奨学生毎に奨学金台帳(様式第6号)を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合又は奨学金の返還を受けた場合には速やかに記録し、5年間保存しなければならない。

(疑義の調整)

第15条 貸与規程及び本要領に定めのない事項及び本要領に関し疑義が生じたときは、必要に応じて院長と奨学生が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年3月1日一部改正する